

## 竹島に上陸した韓国国会議員等に対する公開質問状（案）

あなた様には、日頃より韓国において自国の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年7月25日と8月15日、相次いで韓国の国会議員及び国政関係者による約3年ぶりとなる竹島上陸が行われました。私たちは、日韓関係の根本的信頼を損なうこのような行為を決して容認することは出来ず、強い遺憾の意を示すとともに、断固として抗議します。特に、8月15日の韓国の国会議員の竹島上陸は、8月12日に日本政府が昨年末の合意に基づく10億円の支出を決定した直後に行われたものであり、日韓関係の前進に向けた日本側の努力に水を差すものとして極めて遺憾に思います。

この度はこのように発生した竹島上陸事案が、どのような歴史的事実や国際法の適切な解釈に基づいて行われたものであるのか、当事者であるあなた様に直接お尋ねするため、この公開質問状を送るものです。

戦後の日韓の不幸な時代は、昭和27年1月18日、韓国政府が公海上に「李承晩ライン」を設定したことに始まり、昭和28年12月、「漁業資源保護法」を制定して我が国の漁船を拿捕し、漁船員達の人権を無視した抑留生活を強いたことにより決定的となりました。

その際、韓国側が不法占拠した竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。しかし、最近の竹島を巡る韓国側の動きをみると、平成24年8月に韓国大統領が初めて竹島へ上陸した以降も、竹島に対する新たな施設の整備計画の取り組みや、議会・国政関係者による竹島上陸、竹島周辺海域での防衛訓練の実施等、様々な方策により竹島不法占拠を既成事実化しようとする動きを強めており、

決して容認することはできません。

これまで、韓国側では、竹島を「歴史的、地理的、国際法的にも明白な我が国固有の領土である」としてきましたが、いまだにそれを証明することができていません。エビデンス・根拠に基づく主張は、様々な分野においてもはや国際的な常識となっています。そうしたエビデンスに基づく科学的思考は貴国の発展にとって不可欠と思われれます。

歴史的権原を示すこともできないまま国際法上も韓国領とし、いたずらに竹島に上陸して「我が国固有の領土」とすることは、互いの国民感情を損ね、国際社会を欺瞞するものであるとともに、貴国の栄誉ある発展を阻害することにもなりかねません。

このような観点から、最近、竹島に上陸したあなた様に以下の質問を提示し、竹島が韓国領であるとする歴史的根拠及び国際法上の根拠の明示・説明を求めるものです。私たちの質問に対する誠意あるご回答をよろしくお願いします。

## 記

1. 韓国側は「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました」としてありますが、それを示す歴史的根拠・史料は何か、説明を求めます。
2. 韓国側は「韓国が竹島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています」としてありますが、それを証明する文献は何か、説明を求めます。
3. 韓国側は「17世紀、日韓の政府間交渉（「鬱陵島争界」）を通じ、鬱陵

島とそれに属する竹島が韓国の領土であることが確認されました」としていますが、それを示す歴史的根拠となる史料は何か、説明を求めます。

4. 韓国側は「1905年、島根県告示による竹島編入の試みがあるまで、日本政府は竹島が自国の領土でないと認識していました。これは1877年の「太政官指令」など日本政府の公式文書でも確認できます」としていますが、その「太政官指令」で「竹島外一島」とされた島々が、その後、日本ではどのように認識されていたのか、その歴史的経緯と事実についてどのように理解されているのか、説明を求めます。
5. 韓国側は「大韓帝国は、1900年の『勅令第41号』において竹島を鬱島郡（鬱陵島）の管轄区域として明示し、鬱島郡守が竹島を管轄しました」としていますが、実際に実効支配をしていた歴史的根拠・資料は何か、その説明を求めます。
6. 韓国側は「1905年の島根県告示による日本の竹島に対する領土編入の試みは、韓国の主権を侵害する過程の一環であり、韓国の竹島領有権を侵害した不法行為であるため、国際法的に無効です」としていますが、1905年当時、竹島が韓国領であったとする歴史的事実・資料を示した上で、日本政府による竹島の日本領編入が韓国の主権を侵害した不法行為であるとする根拠について、説明を求めます。
7. 韓国側は「第二次世界大戦の終戦後、竹島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています」としていますが、その国際法上の根拠・文書は何か、説明を求めます。

朝鮮海峡を隔てて隣接する我が国と貴国は、戦略的利益を共有する最も重要な隣国として長い歴史の交流を持ち、人の交流はもとより文化や経済分野で関係を深めてまいりました。過去の不幸な時代を超えて未来志向の日韓関係を構築すべく、両国政府間で懸命の努力が続けられています。私たちはこれからも善隣関係を維持するためにあらゆる努力を惜しみません。

こうした日韓関係にあって、竹島領土問題は必ず解決しなければならない根幹的重要問題であり、理性を持った平和的な外交努力の取り組みが求められます。

今に生きる我々は、歴史の事実を直視しながら両国の繁栄と共存を希求していかなければなりません。あなた様には韓国国民のリーダーとして、是非とも私たちの質問に答えていただきたく重ねてお願いいたします。

なお、この質問状はいたずらに摩擦を強め対立をあおることを意図したものではありません。そもそも竹島領土問題に係る両国間の意見の相違については、政府はもとより、両国国民の間での冷静で建設的な話し合いが必要であると考えます。私たちは領土問題について歴史的事実、国際法に基づき丁寧に話し合い、解決すべきです。この質問状が、日韓の確固たる真の友情の確立に向け、話し合うきっかけになることを願っております。

2016年11月9日

竹島問題の早期解決を求める東京集会  
日本の領土を守るため行動する議員連盟  
竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議